

1 過去の抱き合わせ販売等事件

件名 措置等年月日	内容
<p>令和6年（措）第9号 ASP Japan合同会社に対する件 （令和6年7月26日）</p>	<p>ASP Japan合同会社は、同社が医療機関向けに販売しているフタラール製剤（※）を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、同社が製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ同社の内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、同社の内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当に同社の内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売するフタラール製剤を購入させている。</p> <p>（※） 消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。</p>
<p>平成10年（勸）第21号 マイクロソフト株式会社に対する件 （平成10年12月14日）</p>	<p>取引先であるパソコンの製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算用ソフトウェアをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワードプロセッサ用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させ、さらに、表計算用ソフトウェア及びワードプロセッサ用ソフトウェアについて権利を許諾する際に、不当に、スケジュール管理用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させている。</p>
<p>平成2年（判）第2号 株式会社藤田屋に対する件 （平成4年2月28日）</p>	<p>取引先小売業者に対し、家庭用テレビゲーム機用のゲームソフトであるドラゴンクエストIVを販売する際に、不当に、自社に在庫となっていた他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを併せて購入させていた。</p>

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 〔定義〕

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ・ロ（略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

二～ヘ（略）

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

#### 〔既往の行為に対する確約手続に係る通知〕

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ～二（略）

二 次に掲げる事項

イ 疑いの理由となつた行為の概要

ロ 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

#### 〔排除確保措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除確保措置の内容

二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なも

のであること。

二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑧ (略)

#### 〔排除確保措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の八 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第二項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

#### 〔排除確保措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の九 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の七第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ (略)

#### ○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

##### （抱き合わせ販売等）

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。